

滋賀県市町村職員研修センター訓令第1号

滋賀県市町村職員研修センター情報セキュリティ基本方針を次のように定める。

令和8年4月1日

滋賀県市町村職員研修センター 管理者 小 椋 正 清

滋賀県市町村職員研修センター情報セキュリティ基本方針

(趣旨)

第1条 この訓令は、滋賀県市町村職員研修センター(以下「研修センター」という。)が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、研修センターが実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。
- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 情報セキュリティポリシー 情報セキュリティに関係する法令並びにこの訓令及びこの訓令に基づき定める対策基準をいう。
- (5) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (8) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給及び通信の途絶等のインフラの障害からの波及等
(適用範囲及び情報資産の範囲)

第4条 この基本方針が適用される行政機関は、研修センター、研修センター議会および監査委員とする。

2 この基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
(職員等の遵守義務)

第5条 職員、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び労働派遣契約等により研修センターの業務に従事する者(以下「職員等」という。)は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 研修センターは、第3条に規定する脅威から情報資産を保護するために、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 組織体制 研修センターの保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する体制を確立する。
- (2) 情報資産の分類と管理 研修センターの保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 情報システム全体の強じん性の向上 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、対策を講じる。

- (4) 前号の対策について、インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。
- (5) 物理的セキュリティ サーバ、研修センター事務室、通信回線、職員等のパーソナルコンピュータ等の管理について、物理的な対策を講ずる。
- (6) 人的セキュリティ 情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う人的な対策を講ずる。
- (7) 技術的セキュリティ コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策及び不正アクセス対策の技術的対策を講ずる。
- (8) 運用 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保及び情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。
- (9) 業務委託及び外部サービス（クラウドサービス）の利用 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し、対策を講じる。また、ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。
- (10) 評価及び見直し 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

（監査及び自己点検）

第7条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

（情報セキュリティポリシーの見直し）

第8条 前条の情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第9条 前3条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順の策定)

第10条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

2 情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより研修センターの運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(違反者への対応)

第11条 情報セキュリティ対策基準に違反した職員等については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて厳正に対応する。

(その他)

第12条 この訓令の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。